豊川市防災情報伝達システム（同報系）戸別受信機貸与要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、豊川市防災情報伝達システム（同報系）戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

　（貸与の対象者）

第２条　戸別受信機は、次の各号のいずれかに該当する者で希望するものに有償で貸与する。

　⑴　豊川市内に住所を有し、現に居住している世帯の世帯主（社会福祉施設等に入所している者又は寄宿舎その他これらに類するものに入居している者を除く。）

　⑵　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、戸別受信機を無償で貸与することができる。

⑴　国、愛知県又は豊川市が所管する施設等のうち市長が必要と認めるものの管理者

⑵　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

　（貸与の申請）

第３条　戸別受信機の貸与を希望する者は、豊川市戸別受信機有償貸与申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

　（貸与の台数）

第４条　貸与する戸別受信機の台数は、１世帯又は１施設当たり１台とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

　（費用負担）

第５条　戸別受信機の有償貸与を受けた者は、戸別受信機１台につき２，０００円を負担するものとする。

２　戸別受信機の使用に係る電気料金、電池の交換費用及び使用者の故意又は重大な過失により損傷、毀損又は紛失した場合の原状回復に要する費用は、使用者が負担するものとする。

　（使用者の遵守事項）

第６条　戸別受信機の貸与を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

　⑴　戸別受信機の適正な使用及び管理に努めること。

⑵　戸別受信機を故意に損傷し、又は毀損しないこと。

⑶　戸別受信機を転貸し、又は目的外に使用しないこと。

⑷　戸別受信機に故障等が発生した場合は、直ちに市長に届け出ること。

　（返還の届出）

第７条　使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに豊川市戸別受信機返還届（様式第２号）を市長に提出するとともに、戸別受信機を返還しなければならない。

　⑴　第６条に規定する事項に違反したとき。

　⑵　市外へ転出し、又は施設を廃止するとき。

　⑶　戸別受信機を使用する必要がなくなったとき。

　（変更の届出）

第８条　使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに豊川市戸別受信機申請事項変更届（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

　⑴　市内において転居し、又は施設を移転するとき。

　⑵　第３条の申請事項に変更が生じたとき。

　（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、戸別受信機の貸与に関し必要な事項は、市長が定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。